

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	1. 後期高齢者医療制度の運営に係る 東京都後期高齢者医療広域連合への個人データの外部提供について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課：健康部高齢者医療保険制度準備担当 課）
担当係 担当者 山 村 内線（3862）

件名 **後期高齢者医療制度の運営に係る**東京都後期高齢者医療広域連合への個人データの外部提供について

区保有情報		外部提供先及び提供情報	
保有課 (担当課)	高齢者医療保険制度準備担当	提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
登録業務の名称	後期高齢者医療	提供先業務の名称	後期高齢者医療
情報はどのような媒体 に記録されているか	紙 電磁的媒体(サーバ機のハードディスク) その他()	情報はどのような媒体 で提供されるのか	紙 電磁的媒体() その他(専用回線)
登録業務で保有して いる情報項目は何か	別紙1のとおり	左欄のうち 提供される情報項目	別紙1のとおり
何のために保有して いるのか	後期高齢者医療制度の運営のため	何のために提供を 希望するのか	後期高齢者医療制度の運営のため
提供に当たっての 区としての情報保護対 策は何か	区と広域連合で「後期高齢者医療制度の運営に伴う個人情報の保護及び後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運営に関する協定書(案)」(別紙3)を締結し遵守させる。	提供先としての情報保 護対策は何か	別紙2「東京都後期高齢者医療広域連合の情報保護対策について」のとおり
緊急時の提供の場合 における本人通知の 状況	*****	外部提供の時期	平成 19年 8月下旬 から 以降継続

1. 資格管理業務関係

住民基本台帳情報 外国人登録情報 住登外登録情報

個人番号、世帯番号、氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、異動年月日、異動届出年月日、住民年月日、消除年月日、現住所、郵便番号、転入前住所、転入前郵便番号、転出先住所、転出先郵便番号、国籍コード、在留資格コード、在留開始年月日、在留終了年月日、

老人保健情報

加入保険者番号、老人医療受給者番号、公費負担医療受給者番号、負担区分決定年月日、負担区分判定理由、基準収入額申請年月日、基準収入額世帯合計額、基準収入額認定年月日、基準収入額認定理由、老齢福祉年金受給開始年月日、老齢福祉年金受給終了年月日、一部負担金減免申請年月日、一部負担金減免決定年月日、一部負担金減免決定理由、一部負担金減免発病または負傷年月日、一部負担金減免額、一部負担金減免率、標準負担額減額認定申請年月日、標準負担額減額長期入院該当年月日、標準負担額減額入院日数合計、標準負担額減額認定年月日、標準負担額減額認定理由、特定疾病認定申請年月日、特定疾病名称、特定疾病認定年月日、特定疾病認定理由、特定疾病自己負担限度額、障害認定申請年月日、障害認定身体障害者手帳コード、障害の程度、障害認定資格取得日、障害認定資格取得理由、金融機関種別、金融機関コード、金融機関名、金融機関支店コード、金融機関支店名、預金種目、口座番号、口座名義人、口座名義人連絡先電話番号

被保険者情報

被保険者番号、資格取得事由コード、資格取得年月日、資格喪失事由コード、資格喪失年月日、保険者番号適用開始年月日、保険者番号適用終了年月日、

被保険者証発行用情報

資格取得日、有効期限、一部負担金の割合、宛名氏名、宛名住所、宛名郵便番号

住所地特例者情報

住所地特例適用開始年月日、住所地特例適用終了年月日

生活保護情報

決定年月日、廃止年月日

2 . 賦課業務関係

所得・課税情報

相当年度、課税非課税区分、未申告区分、経過措置有無、一部負担金割合判定所得、市区町村民税課税所得、営業所得額、農業所得額、不動産所得額、利子所得額、配当所得額、配当証券投資所得額、外貨建配当所得額、配当（控除無）所得額、給与所得額、その他雑所得額、雑所得合計額、総合短期譲渡所得額、総合長期譲渡所得額、一時所得額、総合譲渡一時所得額、給与収入額、給与専従者収入額、専従者給与額、公的年金収入額、分離短期譲渡一般所得額、分離短期譲渡軽減所得額、分離長期譲渡一般所得額、分離長期譲渡軽減所得額、山林所得額、先物取引所得額、未公開株式譲渡所得額、上場株式譲渡所得額、分離短期一般特別控除額、分離短期軽減特別控除額、分離長期一般特別控除額、分離長期特定特別控除額、分離長期軽減特別控除額、繰越純損失額、繰越雑損失額、繰越株式損失額、繰越先物損失額、繰越居住用損失額、住居用損失額

保険料情報

相当年度、市区町村別保険料、広域内転居取得年月日、広域内転居喪失年月日、賦課のもととなる所得金額、所得割額、均等割額、算出額、減額区分、軽減額、限度超過額、年保険料額、特別軽減区分、減免額、後期高齢者医療保険料

期割情報

徴収方法、保険料期割額

3 . 収納業務関係

収納情報

納入方法コード、領収年月日、収納年月日、保険料収納済額

滞納者情報

滞納状態コード、督促状発行年月日、催告書発行年月日、不納欠損年月日、不納欠損事由、不納欠損額

4 . 給付業務関係

高額該当区分

別紙 2

東京都後期高齢者医療広域連合の情報保護対策について

東京都後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度の運営のために扱う情報資産の保護のため、以下により情報保護対策に取り組んでいる。

- 1 個人情報に係る被保険者等の基本的人権の擁護と信頼される広域行政の実現を図ることを目的として「東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」(別紙4)を制定した。
- 2 情報化が進む中で、広域連合における情報資産に対する安全対策を推進し、住民からの信頼を確保するため、情報セキュリティ基本方針(別紙5)・情報セキュリティ対策基準・情報セキュリティ実施手順の三階層で構成する「セキュリティポリシー」を制定した。(情報セキュリティ対策基準と情報セキュリティ実施手順は非公開)
- 3 「東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」による個人情報保護制度の円滑な運営を図るため、個人情報保護審議会を設置した。
- 4 広域連合及び関係区市町村が適正に個人情報の管理及び後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運営を行うことを目的として、「後期高齢者医療制度の運営に伴う個人情報の保護及び後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運営に関する基準」(別紙6)を制定した。

別紙 3

後期高齢者医療制度の運営に伴う個人情報の保護及び後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運営に関する協定書（案）

東京都後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）と（区、市、町、村）（以下「乙」という。）とは、後期高齢者医療制度の運営に伴う個人情報の保護及び後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「電算処理システム」という。）の運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、後期高齢者医療制度の適切、健全かつ円滑な運営を行うため、個人情報の提供及び保護並びに電算処理システムに係る電子計算組織等に対する安全対策に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（資料の提供）

第2条 乙は、甲が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第138条第1項及び第2項の規定に基づき資料の提供を求めるときは、これに応ずるものとする。

2 前項の規定は、乙が定める個人情報の保護に関する条例その他の規程の適用を妨げるものではない。

（個人情報の提供に係る措置）

第3条 乙は、法第138条第1項及び第2項の規定に基づき提供する資料のうち個人情報に係るものを提供する際には、甲に対し根拠を示した上で当該情報の使用目的及び使用方法その他の制限を付し、並びにその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（個人情報の保護に関する責務）

第4条 甲及び乙に属する職員は、正当な理由がなく、後期高齢者医療制度の運営に際し職務上知り得た個人情報を提供してはならない。

2 甲及び乙は、双方において、その属する職員が前項の規定による提供を行った、又は行うおそれがあると認めるときは、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（電算処理システムの運営及び安全対策）

第5条 甲及び乙は、電算処理システムを適正に運営するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による運営を行うため、電算処理システムについて、維持管理し、及び安全対策を講ずるものとする。

3 甲及び乙は、双方において、前項の規定による維持管理及び安全対策に関し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（電算処理システムに係る電子計算組織等）

- 第6条 甲は、電算処理システムの運営に必要な電子計算組織等を、甲が定める配置基準に基づき乙の事務所等に配置する。
- 2 乙は、前項の規定により配置された電子計算組織等について、前条第2項の規定に定めるもののほか、甲が定める基準に基づき、維持管理及び安全対策に関し必要な措置を講ずるものとする。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、前項の規定による維持管理及び安全対策について、調査を行うことができる。
- 4 甲は、前項の規定による調査を行ったときは、乙に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 5 乙は、第1項の規定により配置された電子計算組織等に乙の電子計算組織等を結合しようとするときは、甲が定める様式により甲に事前に協議するものとする。この場合において、乙の当該電子組織等は、甲が定める仕様に適合するものとする。
- 6 前項の規定により乙が結合する電子計算組織等については、乙の定める基準等に基づき、維持管理し、及び安全対策を講ずるものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の期間の満了前4月までにこの協定を廃し、又は変更する旨の申出がない場合は、この協定は1年ごとに自動的に更新する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

附 則

この協定の締結の日から平成20年3月31日までの間における第2条の適用については、同条中「高齢者の医療の確保に関する法律」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律」とする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成19年 月 日

甲 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京都後期高齢者医療広域連合
広域連合長 西 野 善 雄

乙 東京都 (区、市、町、村) 丁目 番 号
(区、市、町、村)
(区、市、町、村)長

東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 7 条）
- 第 2 章 個人情報の収集及び登録（第 8 条 第 11 条）
- 第 3 章 保有個人情報の管理（第 12 条・第 13 条）
- 第 4 章 保有個人情報の利用（第 14 条・第 15 条）
- 第 5 章 電子計算組織の結合（第 16 条・第 17 条）
- 第 6 章 自己情報の開示及び訂正等の請求（第 18 条 第 26 条）
- 第 7 章 救済の手續（第 27 条・第 28 条）
- 第 8 章 事業者に対する指導及び勧告等（第 29 条）
- 第 9 章 補則（第 30 条 第 35 条）
- 第 10 章 罰則（第 36 条 第 41 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が個人情報を取り扱う場合の基本的事項を定め、個人情報の収集並びに保有個人情報の管理及び利用の適正を期するとともに、被保険者等の自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、個人情報に係る被保険者等の基本的人権の擁護と信頼される広域行政の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （ 1 ）個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- （ 2 ）保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により当該実施機関が管理している個人情報をいう。
- （ 3 ）被保険者等 実施機関により個人情報が管理されている被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律

第80号)第50条に規定する被保険者をいう。以下同じ。)及び被保険者以外の者をいう。

- (4) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (5) 事業者 広域連合の区域内に事業所又は事務所を有し、又は広域連合の区域内において事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))を除く。)及び個人
- (6) 電子計算組織 与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子計算機器の組織をいう。
- (7) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - イ 一定の業務の目的を達成するため、特定の保有個人情報について電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - ロ イに掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(実施機関及び関係区市町村の責務)

- 第3条 実施機関は、個人情報の収集又は保有個人情報の管理若しくは利用に当たっては、被保険者等の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じ、その他安全対策を講じなければならない。
- 2 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全の保護を図るため、個人情報等安全対策責任者を置かななければならない。
 - 3 実施機関は、個人情報を収集し、又は保有個人情報を管理し、若しくは利用する職員に対し、個人情報保護及び適正な管理等の安全対策に関し必要な知識を付与し、意識の向上を図るため研修を行わなければならない。
 - 4 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
 - 5 広域連合を組織する特別区、市、町及び村(以下「関係区市町村」という。)は、後期高齢者医療事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故の防止その他の個人情報の適正な管理及び安全保護を図るために必要な措置を講じるとともに、

広域連合の個人情報に係る安全保護対策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、後期高齢者医療の事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故の防止、その他の個人情報の適正な管理及び安全保護を図るために必要な措置を講じるとともに、広域連合の個人情報に係る安全保護対策に協力しなければならない。

(被保険者等の責務)

第5条 被保険者等は、個人情報の保護の重要性を認識し、相互に基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力するよう努めなければならない。

(委託等に係る措置)

第6条 実施機関は、個人情報を収集し、又は保有個人情報を管理し、若しくは利用する業務の処理を広域連合の機関以外のものに委託しようとするときは、あらかじめ東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例(平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第6号)に基づく東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くとともに、その委託契約等において、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第7条 前条の規定により実施機関から個人情報を収集し、又は保有個人情報を管理し、若しくは利用する業務の処理を受託したものは、個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止し、適正な管理及び安全の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による受託業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は当該業務以外の目的に使用してはならない。

第2章 個人情報の収集及び登録

(適正収集の原則)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を収集し、並びに保有個人情報を管理し、及び利用する業務の目的を明確にし、その業務の目的の達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって本人から直接収集しなければならない。

(本人以外のものからの収集)

第9条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令に定めがあるとき。

- (3) 出版、報道等により当該個人情報公にされているとき。
 - (4) 所在が不明であること、明らかに判断能力が欠けていること等の事由により、本人から収集することができないと認められるとき。
 - (5) 人の生命、身体、健康または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談等の業務で、本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。
 - (7) 国又は他の地方公共団体から収集することが業務の執行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益又は被保険者の福祉の向上のために特に必要があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項第5号又は第8号の規定により個人情報を収集したときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(要注意情報の収集禁止)

第10条 実施機関は、次に掲げる事項（以下「要注意情報」という。）に係る個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、要注意情報に係る個人情報を収集することができる。
- (1) 法令に定めがあるとき。
 - (2) 業務の目的を達成するために欠くことができない場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(業務の登録)

第11条 実施機関は、個人情報を収集し、並びに保有個人情報を管理し、及び利用する業務について、次に掲げる事項をあらかじめ個人情報取扱業務登録簿に登録しなければならない。ただし、実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報であって、専らその人事、給与、福利厚生等に関する業務については、この限りでない。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の目的
- (3) 対象となる個人の範囲

- (4) 記録する個人情報の種別
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項本文の規定により登録した業務を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項で登録したものを変更したときは、当該業務の登録を抹消し、又は登録している事項を修正しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項本文の規定による登録をしたとき、又は前項の規定による抹消若しくは修正をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 4 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 既に登録してある業務の全部又は一部を他の業務に加えるとき。
 - (2) 既に登録してある 2 以上の業務の全部又は一部を合わせて新たな業務を登録するとき。
- 5 実施機関は、第 1 項本文に定める個人情報業務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第 3 章 保有個人情報の管理

(適正管理の原則)

第 1 2 条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全の保護を図るため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報を正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止すること。
- 2 実施機関は、保有個人情報の管理が必要でなくなったときは、これを速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(個人情報ファイル)

第 1 3 条 実施機関は、個人情報ファイルを管理しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ個人情報ファイル簿に登録しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 個人情報ファイルに記録する項目
- (4) 個人情報ファイルに記録する個人の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報ファイルを管理しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 要注意情報に係る保有個人情報を含む個人情報ファイル

- (2) 2 以上の業務に係る個人情報ファイル
- 3 第 1 項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 第 1 項の規定による登録に係る個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録される項目及び記録される個人の範囲が当該登録に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (2) 1 年以内に消去することとなる個人情報ファイル
- (3) 記録される個人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル
- 4 実施機関は、第 1 項の規定により登録した個人情報ファイルの管理をやめたとき、又は同項各号に掲げる事項で登録したものを変更したときは、当該個人情報ファイルの登録を抹消し、又は登録している事項を修正しなければならない。
- 5 実施機関は、第 1 項の規定による登録をしたとき、又は前項の規定による抹消若しくは修正をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 6 実施機関は、第 1 項に定める個人情報ファイル簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第 4 章 保有個人情報の利用

(適正利用の原則)

第 1 4 条 実施機関は、収集した保有個人情報を当該保有個人情報を取り扱う業務の目的に則して適正に利用しなければならない。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第 1 5 条 実施機関は、本人の同意を得た場合、第 1 1 条第 1 項の規定により登録された同項第 2 号に規定する業務の目的の範囲を超えて当該登録に係る保有個人情報を利用すること（以下「目的外利用」という。）ができる。

- 2 実施機関は、本人の同意を得た場合、収集した保有個人情報を広域連合の機関以外のものに提供すること（以下「外部提供」という。）ができる。
- 3 前 2 項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、本人の同意を得ないで目的外利用又は外部提供をすることができる。
- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 出版、報道等により当該保有個人情報の内容が公にされているとき。
- (3) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 専ら統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのないとき。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益又は被保険者の福祉の向上のために特に必要があると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、前項の規定により目的外利用又は外部提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 5 実施機関は、第3項により目的外利用又は外部提供したときは、遅滞なくその旨を審議会に報告しなければならない。
- 6 実施機関は、第3項第3号又は第5号の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 7 実施機関は、第1項から第3項までの規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、規則で定める事項を記録し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 8 実施機関は、外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、外部提供をしようとする保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めなければならない。

第5章 電子計算組織の結合

(電子計算組織の結合に係る措置)

- 第16条 実施機関は、保有個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、広域連合の電子計算組織と広域連合の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線その他の方法により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。
- 2 実施機関は、広域連合の電子計算組織と広域連合の機関以外のものの電子計算組織との結合(以下「電算結合」という。)をしたときは、次に掲げる措置をとらなければならない。
- (1) 電算結合の状況について審議会に報告すること。
- (2) 規則で定める事項を記録し、一般の閲覧に供すること。
- (電算結合の一時中断等)
- 第17条 実施機関は、電算結合をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、提供先等に対して調査を行い、必要に応じて報告を求めるものとする。
- (1) 提供する保有個人情報又は提供を受ける個人情報について、漏えい、改ざん等が行われ、又は行われるおそれがあるとき。
- (2) 提供した保有個人情報について提供する目的の範囲を超えて利用若しくは提供が行われ、又は行われるおそれがあるとき。
- (3) 事故、災害等が発生した場合で、保有個人情報の適正な管理及び安全の保護を図るため必要と認めるとき。

- 2 実施機関は、前項に規定する調査又は報告の結果に基づき必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、電算結合の一時中断等提供する保有個人情報及び提供を受ける個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項に規定する場合において、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由があると認めるときは、直ちに同項に規定する措置を講じ、その内容を速やかに審議会に報告するものとする。
- 4 実施機関は、第1項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、審議会の意見を聴いて、前2項の規定により講じた措置を解除するものとする。

第6章 自己情報の開示及び訂正等の請求

(開示の請求)

第18条 被保険者等は、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示の請求（以下「開示の請求」という。）をすることができる。

- 2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該開示の請求に応じないことができる。

(1) 法令に定めがあるもの

(2) 個人の評価、診断、判定、選考、推薦、指導、相談等（以下「評価等」という。）に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるもの又は開示することにより当該評価等に係る実施機関の公正若しくは適正な業務の執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの

(3) 取締役、調査、交渉、照会、争訟等に関するもので、開示することにより、実施機関の公正又は適正な業務の執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの

(4) 開示することにより、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのあるもの

(5) 国又は他の地方公共団体から提供された保有個人情報であって、開示することにより、当該情報を提供したものの適正な業務の遂行に著しい支障を生じるおそれのあるもの

(6) 未成年者の法定代理人による開示の請求がなされた場合であって、開示することが、当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いて、本人に開示しないことが公益上特に必要であると実施機関が認めるとき。

- 3 実施機関は、請求に係る自己情報に前項の規定に基づき開示しないこととした自己情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の自己情報とが記録されている場合において、これを容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、

非開示情報に係る部分を除いて開示の請求に応じなければならない。

- 4 実施機関は、非開示情報であっても、その開示を拒む理由がなくなった後に新たに開示の請求があったときは、当該開示の請求に応じなければならない。

(自己情報の存否に関する情報)

- 第19条 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

(訂正の請求)

- 第20条 被保険者等は、自己情報の事実に関する部分に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正の請求(以下「訂正の請求」という。)をすることができる。

(削除の請求)

- 第21条 被保険者等は、次に掲げる場合には、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求(以下「削除の請求」という。)をすることができる。

(1) 自己情報が第8条、第9条第1項又は第10条の規定に違反して収集されたと認めるとき。

(2) 自己情報が第13条第2項の規定に違反して個人情報ファイルに記録されたと認めるとき。

(目的外利用等の中止の請求)

- 第22条 被保険者等は、自己情報が第15条第1項から第3項までの規定に違反して目的外利用又は外部提供をされたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用または外部提供の中止の請求(以下「目的外利用等の中止の請求」という。)をすることができる。

(請求の方法)

- 第23条 開示の請求、訂正の請求、削除の請求又は目的外利用等の中止の請求(以下「開示等の請求」という。)をしようとする者は、実施機関に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 開示等の請求を行う者の氏名及び住所

(2) 開示等の請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

(3) 開示等の請求の趣旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、前項の規定にかかわらず、本人に代わって開示等の請求をすることができる。

- 3 前項の開示等の請求をしようとする法定代理人は、実施機関に対し、第1項の請求書を提出するほか、本人の法定代理人である

ことを明らかにし、かつ、それを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(請求に対する決定等)

第24条 実施機関は、開示等の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して、開示の請求にあつては15日以内に、訂正の請求、削除の請求又は目的外利用等の中止の請求にあつては20日以内に、当該請求に応じるか否かの決定(以下「可否の決定」という。)をし、その旨を書面により速やかに当該請求を行った者(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。

2 実施機関は、開示等の請求に応じない決定(請求の一部について応じない場合を含む。)をしたときは、その理由を併せて請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に可否の決定をすることができないときは、当該請求があった日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び期間を請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、開示等の請求に係る自己情報が存在しないときは、その旨を書面により請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、第19条の規定に基づき当該開示の請求を拒否したときは、その理由を併せて書面により請求者に通知しなければならない。

(決定後の手続)

第25条 実施機関は、前条第1項の規定により開示等の請求に応じる決定をしたときは、速やかに当該請求に応じなければならない。

2 実施機関は、前条第1項の規定により訂正の請求、削除の請求又は目的外利用等の中止の請求に応じる決定をしたときは、その旨を外部提供を受けているものに通知する等必要な措置を講じなければならない。

(開示の方法)

第26条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報を開示するときは、記録媒体の種類、性質及び状態に応じて閲覧、視聴または写しの交付のいずれかの方法により行う。

第7章 救済の手続

(苦情の申出)

第27条 被保険者等は、実施機関に対し、個人情報の取扱いについて苦情を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(不服申立て)

第28条 実施機関は、この条例の規定による処分に関し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合には、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく審議会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

第8章 事業者に対する指導及び勧告等

第29条 広域連合長は、事業者が保有個人情報の保護を図るために適切な措置を講じることができるよう、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 広域連合長は、事業者がこの条例の趣旨に反する行為をしていると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 広域連合長は、事業者が著しくこの条例の趣旨に反する行為をしていると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

4 広域連合長は、事業者が第2項の規定による説明若しくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、又は前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

5 広域連合長は、前項の規定により事実を公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に弁明の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かななければならない。

第9章 補則

(費用負担)

第30条 この条例の規定による自己情報の開示等に要する費用は、無料とする。ただし、第26条の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(国等への要請)

第31条 広域連合長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体等に対し、適切な措置を講じるよう要請するものとする。

(実施状況の公表)

第32条 広域連合長は、毎年1回、各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(監査の実施)

第33条 広域連合長は、個人情報の収集並びに保有個人情報の管理及び利用の適正を期するため、定期的に、又は必要に応じて監査を実施するものとする。

(他の法令との調整)

第34条 この条例は、他の法令の規定により開示等の請求その他これに類する請求に係る手続が定められている場合については、適用しない。

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第10章 罰則

第36条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第7条第1項の規定による受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号イに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 前条に規定する者が、当該業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第38条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第39条 第7条第1項の規定による受託業務に従事している者又は従事していた者で、当該業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしたものは、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第40条 第7条第1項の規定による受託業務を行う法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第36条、第37条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては、100万円以下の罰金に処する。

第41条 偽りその他不正の手段により、開示の請求に応じる決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成20年3月31日までにおける第2条第3号の規定の適用については、同号中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条の規定の施行の日以後において同条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者に該当することとなるものとして広域連合長が認める者」とする。

- 3 施行日以後初めて行う次の各号に掲げる行為については、施行日前に行った東京都後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の決定を当該各号に定める審議会の意見聴取の結果とみなす。
- (1) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「改正後の高齢者医療確保法」という。）第70条第4項の規定による委託に係る準備行為として行う第6条の規定による委託 第6条の規定による審議会の意見聴取
 - (2) 改正後の高齢者医療確保法第138条第2項の規定による関係区市町村からの資料の提供に係る準備行為として行う第9条第1項第8号の規定による個人情報の収集及び同条第2項ただし書の規定による本人への不通知 第9条第1項第8号及び同条第2項ただし書の規定による審議会の意見聴取
 - (3) 改正後の高齢者医療確保法第138条第2項の規定による関係区市町村からの資料の提供に係る準備行為として行う第13条第2項第2号の規定による個人情報ファイルの管理 第13条第2項第2号の規定による審議会の意見聴取
 - (4) 改正後の高齢者医療確保法第138条第2項の規定による関係区市町村からの資料の提供に係る準備行為として行う第15条第3項第5号の規定による目的外利用及び外部提供並びに同条第6項ただし書の規定による本人への不通知 第15条第3項第5号及び同条第6項ただし書の規定による審議会の意見聴取
 - (5) 改正後の高齢者医療確保法第138条第2項の規定による関係区市町村からの資料の提供に係る準備行為として行う第16条の規定による電算結合 第16条第1項の規定による審議会の意見聴取

東京都後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ基本方針

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は生活、経済、社会のあらゆる面で拡大しています。一方、個人情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん、操作ミス等によるシステム障害等が後を絶ちません。また、自然災害によるシステム障害にも備える必要があります。

東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）では、後期高齢者の個人情報や行政運営上重要な情報などの重要な情報を多数取り扱っています。

また、東京都62区市町村、広域連合とも、電子自治体を構築し、多くの業務で情報システム化やネットワーク化が進んでいます。これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、東京都民の権利、利益を守るためにも、また、地方公共団体の安定的、継続的な運営のためにも必要不可欠です。

これらの状況を受け、広域連合における情報資産に対する安全対策を推進し、住民からの信頼を確保し、さらに地域に貢献するため、以下に積極的に取り組むことを宣言します。

- (1) 情報セキュリティ対策に取り組むための全庁的な体制を確立する。
- (2) 情報セキュリティ対策の基準として情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための手順等を盛り込んだ実施手順を策定する。
- (3) 広域連合の保有する情報資産を適切に管理する。
- (4) 情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適切に実施するために、職員等に対して必要な教育を実施する。
- (5) 情報セキュリティに関する事故が発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応計画を定める。
- (6) 情報セキュリティ対策の実施状況の監査及び自己点検等を通して、定期的に対策の見直しを実施する。
- (7) すべての職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を遵守する。
- (8) 地域全体の情報セキュリティの基盤を強化するため、地域における広報啓発や注意喚起、官民の連携・協力等に積極的に貢献する。

平成19年3月1日

東京都後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療制度の運営に伴う個人情報の保護及び
後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運営に関する基準

平成 19 年 4 月 26 日
副広域連合長決定

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 3 条）
 - 第 2 章 電算処理システムの管理（第 4 条 - 第 11 条）
 - 第 3 章 情報資産管理（第 12 条、第 13 条）
 - 第 4 章 電算処理システムの整備計画（第 14 条 - 第 16 条）
 - 第 5 章 端末操作者管理（第 17 条 - 第 24 条）
 - 第 6 章 電算処理システムの障害対応（第 25 条-第 28 条）
 - 第 7 章 電算処理システム運用管理（第 29 条-第 31 条）
 - 第 8 章 雑則（第 32 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この基準は、「後期高齢者医療制度の運営に伴う個人情報の保護及び後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運営に関する協定書」(以下「協定」という。)に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)並びに広域連合を組織する特別区、市、町及び村(以下「関係区市町村」という。)が適正に個人情報の管理及び後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「電算処理システム」という。)の運営を行うことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報統括管理者 広域連合が所管する個人情報及び電算処理システムの管理を統括する者をいう。
- (2) 情報管理者 広域連合が所管する個人情報及び電算処理システムの総合的管理を行う者をいう。
- (3) 情報利用統括責任者 関係区市町村の職員で電算処理システム等の運営の調整を行う者をいう。
- (4) 情報利用責任者 広域連合が所管する個人情報及び電算処理システムを利用する施設の職員で施設内の電算処理システム等の運営の調整を行

う者をいう。

- (5) ネットワーク 電算処理システムを運営するために、関係区市町村及び広域連合に設置された電子計算組織を結びつけるため利用する通信ネットワーク全体をいう。
- (6) 関係区市町村の管理の通信ネットワーク ネットワークのうち、関係区市町村の施設内における通信ネットワークをいう。
- (7) 広域連合関連施設 関係区市町村及び広域連合の事務所等でこの電算処理システムを利用する施設をいう。
- (8) 広域連合関連出先施設 関係区市町村の出張所、支所等でこの電算処理システムを利用する出先の施設をいう。
- (9) データセンター 前2号に掲げる施設と通信回線を通じ接続し、電算処理システムで扱うデータ及び必要なソフトウェアを集中管理し、情報処理を行う機器を設置する施設をいう。
- (10) データ通信網 ネットワークのうち、広域連合関連施設とデータセンターとを結ぶ通信回線であるネットワークをいう。
- (11) 情報資産 広域連合で扱う個人情報、情報システム(ソフトウェアを含む。) ネットワーク及び設定情報を含む情報データの一切をいう。
- (12) ソフトウェア資産 情報資産のうち、電算処理システムに必要なプログラムなどのソフトウェアをいう。
- (13) 情報端末機等 電算処理システムを運営するために、情報管理者が調達し関係区市町村及び広域連合に設置された電算処理システム用の機器のうち、端末機及びプリンタをいう。

(電算処理システム構成及び電算処理システム設置施設の範囲)

第3条 電算処理システムは、次に掲げる電算処理システムで構成する。

- (1) 広域連合システム データセンターに集中した情報を管理し、資格管理業務、保険料業務、給付業務、保健事業業務及び電算処理システムの導入・運用の実施等を行う基幹的システムをいう。
 - (2) 区市町村連携システム 関係区市町村における電算処理システムの窓口業務及び住基情報等の收受を行う連携システムをいう。
- 2 電算処理システムを設置する施設の範囲は、広域連合関連施設、広域連合関連出先施設及びデータセンターとする。
 - 3 電算処理システムと電算処理システム以外のネットワーク及び機器との結合については、協定第6条第5項の規定による。

第2章 電算処理システムの管理

(ソフトウェア資産の所有)

第4条 ソフトウェア資産は、広域連合が所有する。

(電算処理システムの管理体制)

第5条 情報統括管理者は、常勤の副広域連合長をもって充てる。

- 2 情報管理者は、広域連合の保険部長をもって充てる。
- 3 情報利用統括責任者は、後期高齢者医療制度を所管する課の長（広域連合においては、保険部管理課長）をもって充てる。
- 4 情報利用責任者は、広域連合関連施設内においては所管係長、広域連合関連出先施設においては、情報利用統括責任者が指定する職員をもって充てることができる。
- 5 情報管理者と情報利用統括責任者は、相互に連絡を行い、個人情報保護及び電算処理システムの適正な運営を図るものとする。

（情報統括管理者の所掌事項）

第6条 情報統括管理者は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個人情報の保護及び電算処理システムの適正かつ的確な運営に係る計画等の決定に関する事。
- (2) 電算処理システムの構成機器全体の配置及び配置計画の決定に関する事。
- (3) ネットワーク全体の決定に関する事。
- (4) 個人情報の保護に係る指導全体に関する事。
- (5) 電算処理システムの適正な運用全体に関する事。

（情報管理者の所掌事項）

第7条 情報管理者は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個人情報の保護及び電算処理システムの適正かつ的確な運営に関する調査、企画及び計画立案に関する事。
- (2) 個人情報の保護及び電算処理システムの適正かつ的確な運営を図るうえで必要となる規程などの整備及び当該事項に係る情報利用統括責任者への周知に関する事。
- (3) 個人情報の保護及び電算処理システムの適正かつ的確な運営を図るうえで必要となる措置の実施及び情報利用統括責任者への指示に関する事。
- (4) 情報管理者が所管する電算処理システムの調達、設置、配置計画及び維持管理に関する事。
- (5) ネットワーク全体の管理、運営及び調整に関する事。
- (6) ネットワークのうち、関係区市町村の管理の通信ネットワーク以外の部分の維持管理に関する事。
- (7) 電算処理システムの障害発生時の対処に関する事。

（情報利用統括責任者の所掌事項）

第8条 情報利用統括責任者は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 前条第3号の規定により情報管理者から指示された事項の遂行に関する事及び当該関係区市町村の情報利用責任者に必要な措置の実施等を指示する事。
- (2) 当該関係区市町村における情報利用責任者の意見要望を統括した個人

情報の保護及び電算処理システムの適性かつ的確な運営を図るうえで必要となる措置についての情報管理者への依頼に関すること。

- (3) 情報利用責任者が運営する電算処理システムの構成機器の適切な維持管理の統括に関すること。
- (4) 情報利用責任者が運営する関係区市町村の管理の通信ネットワークの適切な維持管理の統括に関すること。
- (5) 個人情報に関する事故、電算処理システムの障害発生等に関する情報管理者への連絡及び自らの応急措置に関すること。

(情報利用責任者の所掌事項)

第9条 情報利用責任者は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 前条第1号の規定による情報利用統括責任者から指示された事項の遂行に関すること。
- (2) 関係区市町村における電算処理システムの円滑な運営を図るうえで必要となる措置について、情報利用統括責任者への依頼に関すること。
- (3) 情報利用責任者が運営する電算処理システムの構成機器の適切な維持管理に関すること。
- (4) 情報利用責任者が運営する関係区市町村の管理の通信ネットワークの適切な維持管理に関すること。
- (5) 個人情報に関する事故や電算処理システムの障害発生時等に関する情報利用統括責任者への連絡と自らの応急措置に関すること。
- (6) 個人情報保護に関する指導に関すること。
- (7) 電算処理システムの適正な運用に関すること。

(プログラム資産の管理)

第10条 プログラム資産の管理は、情報統括管理者が行う。

- 2 プログラム資産の内容に変更が生じた場合、情報管理者は情報利用統括責任者に通知する。

(電算処理システムの管理に係る事務及び費用負担)

第11条 広域連合が調達する電算処理システムの保守に係る事務及び費用負担は、広域連合が行う。

- 2 広域連合が調達する電算処理システムの改修に係る事務及び費用負担は、広域連合が行う。
- 3 関係区市町村が第14条第4項の規定により増設する情報端末機等に係る事務及び費用負担は当該関係区市町村が行う。
- 4 電算処理システムを構成する機器の管理については、当該機器を管理する情報利用統括責任者が行い、当該機器の保管管理に要する費用負担及び消耗品に係る費用負担は当該関係区市町村が行う。
- 5 電算処理システムのデータ通信網に係る事務及び費用負担は、広域連合が行う。

第3章 情報資産管理

(情報資産の管理)

第12条 情報資産の管理は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第5号）関係区市町村の個人情報の保護に関する条例その他の規程の定めるところにより、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、個人の権利利益を保護し、もって信頼される後期高齢者医療制度の業務遂行の実現を図ることとする。

- 2 情報管理者及び情報利用統括責任者は、情報資産について、大量複製の容易性、データの集中性などその特性に留意して、漏洩、滅失、き損等の防止を図り、適正な管理を行わなければならない。
- 3 情報管理者は、電算処理システムの運営上緊急を要する場合には、電算処理システムに蓄積されている情報を追加、修正又は削除することができる。
- 4 前項の場合、情報管理者は、当該情報に係る情報利用統括責任者に対し、その事実を通知する。
- 5 第3項に定めるもののほか、業務運営上発生しうる電算処理システムに蓄積されている情報の追加、修正又は削除については、別に定める。

(情報の相互提供)

第13条 情報管理者は、業務遂行上必要と認められる限度において、電算処理システムの設定情報等を情報利用統括責任者へ提供することができる。

- 2 情報利用統括責任者は、業務遂行上必要と認められる限度において、電算処理システムの設定情報等を情報管理者又は他の情報利用統括責任者へ提供することができる。
- 3 情報利用統括責任者は、前2項の規定により提供を受けた情報等に関して、情報の追加、修正及び削除を行なう必要が生じた場合は、当該情報提供者の承諾を受けたうえでこれを行うことができる。

第4章 電算処理システムの整備計画

(整備計画の策定)

第14条 情報管理者は、電算処理システムの整備計画を策定し、情報統括管理者に諮って決定する。

- 2 前項の整備計画において、関係区市町村に配置する情報端末機等の配置基準を定める。
- 3 前項の配置基準は、別表のとおりとし、必要に応じて概ね5年ごとに見直しを行う。
- 4 前2項に定めるもののほか、情報利用統括責任者は当該関係区市町村の業務等の状況に応じて、情報管理者と協議し、情報端末機等の増設及び減設を図ることができる。

(電算処理システムの改修)

第 15 条 情報利用統括責任者は、業務形態の変更等の理由により、電算処理システムに所要の改修の必要が生じた場合には、情報管理者に当該改修要望を申請することができる。

- 2 情報統括管理者は、前項の規定による改修要望等の申請があった場合は、当該改修要望の適否等を決定する。
- 3 改修要望の適否等の決定に際しては、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) 行政サービス向上をはじめとした、多角的な効果が見込めるものであること。
 - (2) 電算処理システムを利用する関係区市町村及び広域連合のすべてに寄与するものであること。
- 4 情報管理者は、関係する第 2 項の規定により決定した場合、関係する情報利用統括責任者へ当該改修要望の適否等について通知する。

(電算処理システムの構成機器の変更)

第 16 条 情報利用統括責任者は、業務形態の変更等の理由により、所要の電算処理システムの構成機器の変更の必要が生じた場合には、情報管理者に当該変更要望を申請することができる。

- 2 情報統括管理者は、前項の規定による変更要望の申請があった場合には、当該変更要望の適否等を決定する。
- 3 情報管理者は、前項の規定により決定した場合、関係する情報利用統括責任者へ当該変更要望の適否等について通知する。
- 4 電算処理システムの構成機器の変更に係る事務及び費用負担については、情報利用統括責任者が情報管理者の承諾を得たうえで第 11 条の例による。

第 5 章 端末操作者管理

(端末操作者管理)

第 17 条 電算処理システムの操作者の管理は、パスワードにより行う。

- 2 情報利用統括責任者は、当該担当職員で電算処理システムを利用する必要があると認められた者について、端末操作者指定申請書（別記第 1 号様式）を情報管理者に提出しなければならない。
- 3 情報管理者は、端末操作者指定申請書により指定を受けた者が、次条に規定する資格のいずれかに該当すると認められた場合には情報利用統括責任者に通知するものとする。

(端末操作者の資格)

第 18 条 情報端末機等の端末操作者になることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 電算処理システムを利用して事務処理を行う業務主管課の職員
- (2) 電算処理システムを利用して電算処理を行う電算担当の職員

- (3) 前2号の職員に代わる者で情報利用統括責任者が情報管理者の承認を得たもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、情報管理者が必要と認めた者

(パスワードの付与)

第19条 情報管理者は、情報端末機等の不正使用防止のため端末操作者ごとにパスワードを設定しなければならない。

- 2 第17条第3項の規定により端末操作者の資格があると通知された者は、電算処理システムパスワード申請・許可書(別記第2号様式)により、利用しようとする業務に係るパスワードの付与を情報利用統括責任者に申請しなければならない。
- 3 前項の規定により許可を受けパスワードを付与された者は、パスワードの内容を他人に漏らしてはならない。

(端末操作者の変更等)

第20条 情報利用統括責任者は、端末操作者の変更の必要が生じた場合には、速やかに第17条の規定により改めて情報管理者に届け出なければならない。

- 2 情報利用統括責任者は、端末操作者の解除の必要が生じた場合には、端末操作者解除申請書(別記第3号様式)により速やかに情報管理者に届け出なければならない。

(データの保全)

第21条 端末操作者は、情報資産及び情報端末機等の取扱いについて、別に定める事項を遵守し、データの保全に努めなければならない。

(操作記録)

第22条 情報管理者は、端末操作者の電算処理システムの利用について、操作記録(アクセスログ)を取得しなければならない。

(操作手引書)

第23条 情報管理者は、電算処理システムの適切な利用を図るため、電算処理システムの操作手引書を作成し、情報利用統括責任者及び情報利用責任者に配布しなければならない。

- 2 端末操作者は、前項の操作手引書を遵守した操作を行わなければならない。

(教育及び研修)

第24条 情報利用統括責任者及び情報利用責任者は、端末操作者に対し必要な教育及び研修を行わなければならない。

第6章 電算処理システムの障害対応

(緊急時対応手順)

第 25 条 情報管理者は、電算処理システムに係る事故を未然に防止し、又は被害を最小限に抑えるように努め、緊急時における対応手順を整備しなければならない。

2 前項の規定による緊急時対応手順は、電算処理システムの変更時及び事故の発生時には、その原因等を分析し、見直しを行うものとする。

(訓練)

第 26 条 情報利用統括責任者は、情報管理者の指示のもとに、電算処理システムに係る事故を想定した緊急時対応訓練を行わなければならない。

(発生時の対処)

第 27 条 情報利用統括責任者は、電算処理システムに係る事故が発生した場合は、情報管理者の指示のもとに、緊急時対応手順に基づき、速やかに復旧のために必要な措置を講じなければならない。

2 情報管理者は、事故の発生及び当該事故に係る対応の記録を整備するものとする。

(事故報告及び再発防止)

第 28 条 情報管理者は、電算処理システムに係る事故の復旧後速やかに事故報告書を統括情報管理者に提出しなければならない。

2 情報管理者は、電算処理システムの事故の対応を行った場合は、発生した事象を分析するとともに情報の周知及び共有化を図り、再発防止に努めなければならない。

第 7 章 電算処理システムの運用管理

(電算処理システムの利用時間)

第 29 条 情報端末機等の利用時間は、原則として土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日以外の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

2 前項に定める時間以外に情報端末機等の利用する広域連合関連施設及び広域連合関連出先施設がある場合、所管する情報利用統括責任者は、利用予定日の 1 週間前までに電算処理システム時間外使用申請・承認書(別記第 3 号様式)を情報管理者に提出しなければならない。

3 情報管理者は、電算処理システム時間外使用申請・承認書を受け取った場合は、その内容を審査し必要な措置をとるとともに、情報利用統括責任者に通知する。

(情報端末機等の運用管理)

第 30 条 情報端末機等について、情報利用統括責任者及び情報利用責任者は、次に掲げる項目を遵守するものとする。

- (1) 情報管理者が調達し設置した場所においてのみ使用するものとし、庁舎外への持出し及び移動を禁ずる。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - イ 災害時の情報端末として使用する場合
 - ロ その他情報管理者が必要と認めた場合
- (2) 情報端末機等は、紛失等に十分注意し、設置場所の変更が必要な場合は、情報管理者と事前に協議すること。
- (3) 情報端末機等及びネットワーク等の環境設定を変更することを禁ずる。
- (4) 情報端末機等及びネットワーク等の環境設定に関する情報は、外部の者に提供してはならない。
- (5) 情報端末機等に、調達時インストール済みのソフトウェア以外のソフトウェア類をインストールする事を原則として禁ずる。この場合において、ソフトウェア類のインストールが必要な場合は、情報管理者と事前協議すること。
- (6) 情報端末機等に、調達時に添付された周辺装置以外の周辺装置等を接続する事を禁ずる。この場合において、周辺装置の接続が必要な場合は、情報管理者と事前協議すること。

(外部記録媒体の管理)

第 31 条 情報利用統括責任者は、電算処理システムで取り扱う外部記録媒体管理台帳を作成して、媒体の種類、記録するデータの内容、受渡しの記録、保管場所等を適正に管理しなければならない。

第 8 章 雑則

(委任)

第 32 条 この基準に規定するもののほか、個人情報保護の保護及び電算処理システムの運営に関し必要な事項は、情報管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 26 日から施行する。

情報端末機等の配置基準

		75歳以上(人)	割合に占める割合(%)	端末(PC)・プリンター(P)の台数
1	青ヶ島村	16	0.001	PC1台・P1台 ※別途調整 (8団体)
2	御蔵島村	30	0.003	
3	利島村	45	0.004	
4	小笠原村	128	0.012	
5	神津島村	306	0.028	
6	三宅村	625	0.057	
7	新島村	645	0.059	
8	檜原村	692	0.063	
9	奥多摩町	1,358	0.123	PC1台・P1台 (10団体)
10	大島町	1,369	0.124	
11	八丈町	1,444	0.131	
12	日の出町	1,591	0.144	
13	瑞穂町	2,361	0.2	
14	羽村市	3,844	0.3	
15	稲城市	4,469	0.4	
16	武蔵村山市	4,552	0.4	
17	福生市	4,697	0.4	
18	千代田区	4,936	0.4	
19	東大和市	6,086	0.6	PC2台・P1台 (9団体)
20	国立市	6,250	0.6	
21	清瀬市	6,655	0.6	
22	狛江市	7,040	0.6	
23	あきる野市	7,159	0.6	
24	中央区	8,420	0.8	
25	昭島市	9,173	0.8	
26	多摩市	9,633	0.9	
27	東久留米市	9,857	0.9	
28	国分寺市	10,020	0.9	PC3台・P1台 (7団体)
29	小金井市	10,218	0.9	
30	青梅市	11,155	1.0	
31	東村山市	13,148	1.2	
32	武蔵野市	13,645	1.2	
33	立川市	13,868	1.3	
34	日野市	14,082	1.3	
35	小平市	15,337	1.4	PC4台・P1台 (10団体)
36	三鷹市	15,547	1.4	
37	港区	16,815	1.5	
38	西東京市	17,374	1.6	
39	調布市	17,505	1.6	
40	台東区	18,210	1.7	
41	府中市	18,767	1.7	
42	荒川区	19,208	1.7	
43	文京区	19,321	1.8	
44	渋谷区	19,441	1.8	
45	墨田区	22,590	2.1	PC5台・P1台 (3団体)
46	目黒区	24,335	2.2	
47	豊島区	24,809	2.3	PC6台・P1台 (2団体)
48	新宿区	28,230	2.6	
49	中野区	29,771	2.7	PC7台・P2台 (3団体)
50	品川区	32,128	2.9	
51	町田市	32,420	2.9	
52	江東区	33,527	3.0	PC8台・P2台 (2団体)
53	北区	36,134	3.3	
54	葛飾区	39,650	3.6	PC9台・P2台 (2団体)
55	江戸川区	42,610	3.9	
56	八王子市	42,655	3.9	PC10台・P2台(1団体)
57	板橋区	45,226	4.1	
58	杉並区	51,955	4.7	PC11台・P2台 (2団体)
59	足立区	52,156	4.7	
60	練馬区	59,093	5.4	PC12台・P2台(1団体)
61	大田区	62,085	5.6	
62	世田谷区	75,023	6.8	PC13台・P3台(1団体)
				PC15台・P3台(1団体)
	総計	1,101,439		PC251台、P77台

備考

平成18年3月末現在の老人医療対象人員報告を基に作成。

5,000人に対し、端末1台を配置する。

30,000人に対し、プリンターを1台を配置する。

1,000人以下の自治体は、情報統括管理者が個別に調整する。

PC=端末
P=プリンター

平成 年 月 日

端末操作者指定申請書

情報管理者 様

(情報利用統括責任者)

_____ 区市町村
_____ 部 _____ 課長 印

後期高齢者医療制度の運営に伴う個人情報の保護及び後期高齢者医療広域連合電算処理電算処理システムの運営に関する基準に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合電算処理電算処理システムの端末操作者の指定を申請します。

番号	職員番号	端末操作者氏名	所属(部課係名)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

平成 年 月 日

電算処理システムパスワード申請・許可書

情報利用統括責任者 様

_____ 区市町村
_____ 部 _____ 課
_____ 端末操作者

東京都後期高齢者医療広域連合電算処理電算処理システムの利用に関し、下記の内容のパスワードの付与を申請します。

番号	業務名	参照	更新	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

パスワード

パスワードの使用を許可いたします。

情報利用統括責任者 _____

平成 年 月 日

端末操作者解除申請書

情報管理者 様

(情報利用統括責任者)

_____ 区市町村
_____ 部 _____ 課長 印

後期高齢者医療制度の運営に伴う個人情報の保護及び後期高齢者医療広域連合電算処理電算処理システムの運営に関する基準に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合電算処理電算処理システムの端末操作者の解除を申請します。

番号	職員番号	端末操作者氏名	解除理由
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

平成 年 月 日

電算処理システム時間外使用申請・承認書

情報管理者 様

(情報利用統括責任者)

_____ 区市町村
 _____ 部 _____ 課長 印

東京都後期高齢者医療広域連合電算処理電算処理システムの時間外利用に関し、下記のとおり申請します。

業務名							
利用担当課							
担当者氏名							電話 _____
理由							
内容							
日時	月	日	時	分	~	時	分
	月	日	時	分	~	時	分
	月	日	時	分	~	時	分

_____ 年 月 日
上記時間外の利用を承認いたします。
情報管理者 _____